

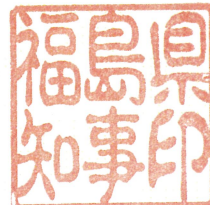
産業廃棄物処分業許可証

住 所 福島県東白川郡棚倉町大字流字豊先1番地

氏 名 株式会社シーズ
代表取締役 益子 清志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅雄



許可の年月日

令和8年6月23日

許可の有効年月日

令和9年3月16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、固定式造粒固化、移動式造粒固化）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 中間処理（破碎）に係るもの

①木くず②ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（コンクリート二次製品に限る。）

③がれき類 以上3種類

イ 中間処理（固定式兼移動式造粒固化）に係るもの

汚泥（無機性汚泥に限る。） 以上1種類

ウ 中間処理（固定式造粒固化）に係るもの

汚泥（含水率50%以下の無機性汚泥に限る。） 以上1種類

（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3 許可の条件

(1) 移動式汚泥の造粒固化施設の設置場所は排出事業場の敷地内に限ること。

(2) 移動式汚泥の造粒固化施設の稼働に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮すること。

(3) 中間処理（固定式造粒固化、移動式造粒固化）は、産業廃棄物を中間処理したものが環境基本法第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に規定する土壌の汚染に係る環境基準に適合するように行うこと（中間処理したものを、産業廃棄物として処分する場合を除く）。

4 許可の更新又は変更の状況

裏面及び別紙記載のとおり

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

（有）・ 無

事業の用に供するすべての施設(1/2)

(1) 中間処理(破碎)に係る施設

処理施設の種類	がれき類の破碎施設(政令第7条第8号の2施設) (ラサ工業(株)製 シングルトッククラッシャー508型)
処理能力	384 t/日(8時間) 48 t/時間
処理する産業 廃棄物の種類	①ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず②がれき類
設置年月日	昭和63年3月18日
設置場所	福島県東白川郡棚倉町大字大梅字段河内303番地23

処理施設の種類	木くずの破碎施設 (Peterson社製 自走式木材破碎機 HC1410)
処理能力	440 t/日(8時間) 55 t/時間
処理する産業 廃棄物の種類	木くず
許可年月日	令和7年4月24日
設置年月日	令和8年4月16日
設置場所	福島県東白川郡棚倉町大字上台字行人塚51番3 外7筆

(2) 中間処理(固定式兼移動式造粒固化)に係る施設

処理施設の種類	汚泥の造粒固化施設(固定式、移動式兼用) (福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第32条第1項施設) (オデッサ・テクノス(株)製 オデッサシステム OMR-G500D)	
処理能力	120 m ³ /日(8時間) 15 m ³ /時間	
処理する産業 廃棄物の種類	汚泥	
設置年月日	(固定式) 平成10年9月16日 令和5年7月24日 (施設入替の軽微変更届出)	(移動式) 平成10年5月7日 令和5年7月24日 (施設入替の軽微変更届出)
設置場所	福島県東白川郡棚倉町大字大梅字段河内303番地23	福島市、郡山市及びいわき市を除く県内一円



事業の用に供するすべての施設(2/2)

(3) 中間処理(固定式造粒固化)に係る施設

処理施設の種類	汚泥の造粒固化施設(固定式) (福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第32条第1項施設) (コマツ製 リテラ BZ-120)
処理能力	160 m ³ /日(8時間) 20 m ³ /時間
処理する産業 廃棄物の種類	汚泥
設置年月日	平成16年4月1日
設置場所	福島県東白川郡棚倉町大字大梅字段河内303番地23

許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 昭和62年4月2日
 更新許可年月日 平成4年3月17日
 更新許可年月日 平成9年3月17日
 変更許可年月日 平成9年9月18日(破碎品目、移動式造粒固化の追加)
 変更許可年月日 平成10年10月12日(固定式造粒固化施設の追加)
 更新許可年月日 平成14年3月17日
 変更届出年月日 平成14年4月11日(法人名称の変更)
 変更許可年月日 平成16年7月8日(固定式造粒固化施設の追加)
 変更届出年月日 平成18年6月9日(代表者の変更)
 更新許可年月日 平成19年6月25日(有効期間 平成19年3月17日~平成24年3月16日)
 更新許可年月日 平成24年4月3日(有効期間 平成24年3月17日~平成29年3月16日)
 変更届出年月日 平成28年6月8日(代表者の変更)
 更新許可年月日 平成29年6月21日(有効期間 平成29年3月17日~令和4年3月16日)
 変更届出年月日 平成29年7月18日(住所の変更)
 更新許可年月日 令和4年3月31日(有効期間 令和4年3月17日~令和9年3月16日
 平成30年4月1日 福島市への権限移行に伴う事業所の削除)
 変更届出年月日 令和6年3月29日(代表者の変更)
 変更届出年月日 令和6年5月15日(固定式兼移動式造粒固化施設の軽微変更)
 変更許可年月日 令和8年6月23日(中間処理(破碎)に係る品目に木くずを追加)

以下余白